第６　ＯＧＭ新会員権の預託金の据え置き期間について

ＯＧＭ新会員権を取得した場合の預託金については、入会後10年間の据え置き期間が設けられる。

第４章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　通則　金銭債権に関する通則

第１　弁済の場所

１　本章に定める金銭の支払は、管財人事務所（大阪市北区堂島１丁目１番５号梅田新道ビル12階）において行う。

但し、債権者のうち管財人が定める期限までに、その指定する書面により日本国内の金融機関の口座への振込みを希望する旨を申し出た者に対しては、当該債権者の指定する金融機関の口座への振込みの方法で支払う。なお、振込手数料は更生会社の負担とする。

２　公租公課の納付は、前項の定めにかかわらず、徴収権者の指定する方法により行う。

第２　弁済期日が休日の場合の取扱い

本章において金銭債権の弁済期日として定められた日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。

第３　債権譲渡等の場合の取扱い

１　更生債権又は更生担保権（以下、「更生債権等」という。）について、平成22年10月13日以降、譲渡又は移転を原因として届出名義の変更があったときは、権利の変更及び弁済方法は、当該届出名義変更前の債権額を基準とする。

２　前項の届出名義の変更が、更生債権等の一部の譲渡又は移転を原因としてなされたときは、その免除額及び弁済額は、旧債権者にかかる免除額及び弁済額を新旧債権者各自の有する債権額により按分した金額とする。

なお、按分計算において１円未満の端数が生じたときは、円未満の端数につき四捨五入する。

第４　債権放棄ないし債権届出取下げの場合の取扱い

平成22年10月13日以降に、更生債権等の放棄又は届出の取下げがあったときは、更生計画に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。

第５　端数の処理

更生債権等の弁済額については、１円未満の端数を切り捨てる。

第６　反対債権による弁済金の控除

更生債権者等に対する弁済期において、更生会社が当該更生債権者等に対して履行期の到来した金銭債権を有するときその他法令により相殺をなしうるときは、更生会社は、更生債権者等に対して通知することなく、更生計画に基づく弁済額から更生会社が有する債権額を控除することができる。

第２節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権は、以下のとおりである。

件数　１件

確定債権額　1,040,000,000円

別表番号　別表６

第２　権利の変更及び弁済方法

別表６「更生担保権表」記載の更生担保権（担保権の内容及び目的物は別表７－１及び別表７－２に記載のとおり）については、別表６に記載のとおり、確定更生担保権の全額を、第６章第４節第５に記載の会社分割の分割期日の属する月の末日（以下、「基本弁済日」という。）に一括弁済する。

第３　担保権等の措置

１　担保権の存続

別表７－１「存続する担保権一覧表」記載の根抵当権（以下、「本件根抵当権」という。）は、更生計画認可決定後も、別表６「更生担保権表」の「弁済額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

２　根抵当権の元本確定

本件根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定により、「更生担保権表」の「弁済額」欄記載の額に確定する。

３　根抵当権の元本確定手続

本件根抵当権の権利者（以下、「本件根抵当権者」という。）は、本件根抵当権の元本確定登記手続を行うこととし、更生計画認可決定後、管財人から要請を受けた後２週間以内に、本件根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。当該元本確定登記のための費用は更生会社の負担とする。

４　担保権の消滅等

本件根抵当権は、本節第２の定めに従い、更生担保権に対する弁済がなされた時点で消滅する。

本件根抵当権者は、更生担保権に対する弁済により本件根抵当権が消滅したときには、本件根抵当権の設定登記の抹消登記手続をすることとし、管財人から要請を受けた後２週間以内に、本件根抵当権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。当該抹消登記手続に要する費用は、更生会社が負担する。

第３節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　届出または確定した優先的更生債権

１　届出のある租税等の請求権

届出のある租税等の請求権は、次のとおりである。

件数　４件

届出債権額

85,618,109円及び額未定

別表番号　別表８

２　確定した労働債権

確定した労働債権は次のとおりである。

件数　０件

確定債権額　０円

第２　権利の変更及び弁済・納付方法

１　租税等の請求権（別表８「優先的更生債権一覧表（租税等の請求権）」）

⑴　更生手続開始決定日以降等の延滞金の免除

更生手続開始決定日から１年を経過する日までの間に生じた延滞金及び更生計画認可決定日から基本弁済日までの間に生じる延滞金は、基本弁済日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日の前日まで及び更生手続開始決定日から１年経過日後の延滞金の免除

更生手続開始決定日の前日まで及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金については、徴収権限を有する者の同意を得て、基本弁済日に、その全額につき免除を受ける。

⑶　一括納付

前記⑴及び⑵の免除後の租税等の請求権については、その全額を、基本弁済日に一括納付する。

２　労働債権は存在しないため、権利の変更及び弁済の定めを置かない。

第４節　ゴルフ会員債権者の債権を除く一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

ゴルフ会員債権者の債権を除く確定した一般更生債権は、以下のとおりである。

件数　26件

確定債権額

6,475,695,738円及び額未定

別表番号　別表９

第２　権利の変更

１　別表９「一般更生債権一覧表（ゴルフ会員関係以外）」記載の一般更生債権については、確定更生債権額のうち、本節第３による弁済額合計金を控除した債権全部につき、本節第３⑵に記載の追加弁済がなされた日に免除を受ける。